

事務連絡
令和3年4月23日

各指定管理者の長 様
各設置・管理許可者の長 様

兵庫県県土整備部
まちづくり局公園緑地課長

県立都市公園における新型コロナウイルス感染症対策について

本日開催された第47回兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の結果を踏まえ、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」の内容が改定されましたので、お知らせします。

本方針を踏まえ、4月25日から5月11日までの間、下記のとおりご対応をお願いします。

なお、4月24日までの間については、引き続き令和3年4月15日付け事務連絡のとおりご対応をお願いします。

記

1 施設

都市公園自体は閉鎖しないが、各施設について、以下のとおりとする。

(1) 運動施設等

国対処方針どおりとする。

[国対処方針の例]

区分	内容
劇場、観覧場、演芸場	・無観客開催のみ可
展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	・無観客開催のみ可
テーマパーク、遊園地	・無観客開催のみ可
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場	[延床面積1,000㎡超] ・閉鎖（全国大会等は無観客開催のみ可） [延床面積1,000㎡未満] ・入場整理の実施、20時までの営業時間短縮
野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バレーボール練習場 等	・無観客開催のみ可 ・入場整理の実施、20時までの営業時間短縮
ボウリング場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等	[延床面積1,000㎡超] ・閉鎖 [延床面積1,000㎡未満] ・入場整理の実施、20時までの営業時間短縮
博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	[延床面積1,000㎡超] ・閉鎖 [延床面積1,000㎡未満] ・入場整理の実施、20時までの営業時間短縮

(2) 飲食店

酒類提供の禁止及び20時までの営業時間短縮を要請する。

(3) 駐車場（無料のものも含む）

公共交通機関を利用した来園者が一定数見込まれる公園（舞子公園、明石公園、甲山森林公園、西猪名公園、尼崎の森中央緑地）については、閉鎖する。

2 来園者対応

都市公園内での飲酒及び持ち込みによる食事を禁止する（酒類以外の飲み物の摂取は可）。

3 イベント等

(1) 県及び指定管理者が主催するイベント等

中止又は延期する。

(2) 上記(1)以外の者が主催するイベント等

- ・社会生活の維持に必要なものを除き、原則として無観客での開催以外のものは、許可を行わない（5月11日以降の許可分も含む、既に許可しているものは許可を取り消す）。
- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないものは、許可を行わない。

4 その他

(1) 露店等（移動販売を含む）

許可申請を受け付けない（5月11日以降の許可分も含む、既に許可しているものは許可を取り消す）。

(2) 自動販売機

酒類の販売は不可

(3) 感染防止対策

以下のガイドライン等を参考に、感染防止対策を徹底する。

[ガイドライン等]

- ・「都市公園における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応について」（令和3年4月1日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長事務連絡）
- ・「『新しい生活様式』を踏まえた身近な公園利用のポイント」について」（令和2年8月7日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長事務連絡）
- ・「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月22日付け兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課長事務連絡に添付）
- ・「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対策の徹底について」（令和2年5月6日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長事務連絡）
- ・「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」
- ※ スポーツ庁HP「スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて」（https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html）参照
- ※ 上記以外の業種ごとの感染拡大予防ガイドラインについては、内閣官房HP「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」（<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>）参照